

板橋区内の工業振興と活性化をめざして

板橋
産連

ニュース

第1139号
2013・4・1

発行 一般社団法人 板橋産業連合会
板橋区仲宿54-10 ☎(3962)0131
FAX(3962)0133
協力 板橋区

NEWS

- ◆平成25年度 定期総会開催のご案内
- ◆平成25年度の健康保険料について
- ◆平成25年度 税制改正のポイントについて
- ◆一般社団法人への移行に伴う法人名称変更のお知らせ
- ◆新規会員の紹介

平成25年度定期総会開催のご案内

陽春の候、会員の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は会の事業にあたり格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、年度も改まり、本年度の定期総会を下記により開催いたしますので、時節柄ご多忙のこととは存じますが、万障お繰り合せの上ご出席をご予定くださいますようお願い申し上げます。

記

日時 平成25年5月17日(金) 午後4時から
場所 板橋産連会館 3階会議室
板橋区仲宿54-10 TEL 03(3962)0131
懇親会 午後5時30分から

平成25年度の健康保険料について

平成25年度の健康保険の都道府県別保険料は平成24年度と変わらず次のとおりです。
また同様に介護保険料についても平成24年度と変わらず1.55%になります。

都道府県単位健康保険料率(関東近県のみ抜粋)

茨城県	9.93%	栃木県	9.95%
群馬県	9.95%	埼玉県	9.94%
千葉県	9.93%	東京都	9.97%
神奈川県	9.98%	山梨県	9.94%

平成25年度 税制改正のポイントについて

～ 東京商工会議所 ～

事業継承税制をはじめ中小企業の活力強化、内需拡大につながる税制が拡充されます。

1. 事業承継税制が抜本的に使いやすくなります

※平成27年1月施行

◆利用する要件が緩和されます。

- ・雇用要件が「5年『平均』8割以上」になります
雇用8割の維持が難しい年があっても、即時に認定取消し（一括納付）となるリスクが無くなります。「5年平均」で8割以上を確保できれば、問題ありません。
- ・役員を退任せずに、後継者を支えることが可能になります

先代経営者（贈与者）は、贈与時に、代表者を退任すれば、役員として会社に残り、後継者を支えることが可能となります。

- ・親族でない従業員などへの承継も税制の対象になります

◆納税猶予額の計算が有利になります。

- ・個人の債務により、猶予額が減額されません。

【現 行】事業と関係ない先代経営者個人債務（住宅ローン等）や葬式費用が猶予の対象となる株式評価額から差し引かれるため、納税猶予額が少なくなります。

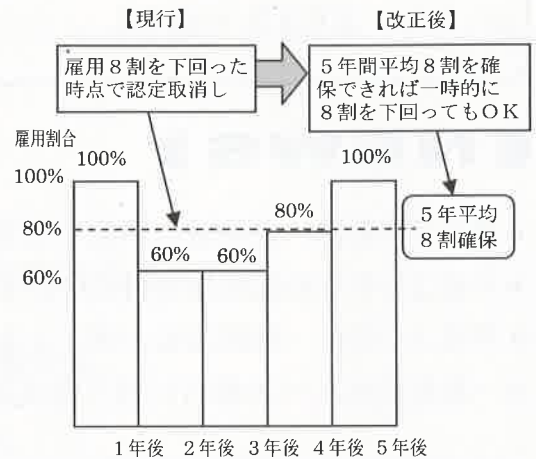
【改正後】個人債務を個人財産から差し引く方法に改正されるため、個人債務により、納税猶予額が少なくなることはありません。

◆手続きが簡素化されます。

- ・経済産業大臣の事前確認申請が不要になります
- ・提出書類が大幅に簡略化されます
- ・税制利用のための株券発行が不要になります

◆認定取消し時の負担が軽減されます。

- ・利子税が大幅に引き下げられます（2.1%→0.9%）
- ・5年間基準を満たせば、その利子税分は免除になります
- ・認定取消しの場合は、延納・物納も可能になります



2. 相続税の土地評価が大きく減額されます

※平成27年1月施行

◆小規模宅地の特例（土地評価の8割減額）が拡充されます。

- ・居住用宅地の面積の上限が拡充されます
- ・居住用宅地と事業用宅地の両方を上限まで利用可能になります

3. 中小・中堅企業の活力強化につながる税制が拡充されます

※平成25年4月から開始する事業年度が対象

800万円まで交際費が経費になります【1年間】

- ◆中小企業は、800万円までの交際費が全額損金算入できるようになります。

【現行】600万円まで9割を損金算入



【改正後】800万円まで全額損金算入

※資本金1億円以下の中小企業が対象

商業・サービス業における店舗改修等の設備投資が
新たに減免対象になります【2年間】

- ◆商業・サービス業の中小企業が店舗改修などを行った場合、減税されます。

特別償却（取得価格の30%）または、税額控除（7%）の選択利用

国内への生産設備投資減税が創設されました【2年間】

- ◆新たに国内で取得した機械などの生産設備が減税対象となります。

特別償却（取得価格の30%）または、税額控除（3%）の選択利用

※生産設備等への年間総投資額が減価償却費を超え、かつ、対前年比10%の場合

研究開発税制の上限が30%になります

- ◆研究開発費の税額控除の上限が、法人税額の20%から30%に引き上げられます。

グリーン投資税制の対象が拡大されます【2年間】

- ◆太陽光・風力発電設備の即時償却が継続されます。コージェネ、LED等が新たに対象になります。

給与支払増加額の10%を税額控除します【3年間】

- ◆給与等の支給額を5%以上、増加させた場合、増加額の10%を税額控除できます。

雇用促進税制の控除額が倍額になります【1年間】

- ◆増加した雇用者1人あたりの減税控除額が20万円から40万円に増額されます

※雇用保険一般被保険者が対象。労働基準局等に雇用計画の提出が必要。

4. 内需拡大につながる税制が拡充されます

住宅ローン減税が拡充されます【4年間】

- ◆借入限度額が4,000万円に倍増となり、所得税額から、上限40万円、10万円、控除されます。

教育資金を孫に一括贈与する場合の贈与税が非課税になります【3年間】

- ◆祖父母（贈与者）は、金融機関に子・孫（受贈者）名義の口座等を開設し、教育資金を一括贈与する場合、子や孫ごとに1,500万円が非課税となります。

※教育資金の用途は金融機関が領収書等をチェックします。書類は金融機関が保管。

一般社団法人への移行に伴う法人名称変更のお知らせ

社団法人板橋産業連合会は、内閣府の認可を受けて平成25年4月1日付で、一般社団法人に移行いたしました。これに伴い、下記の通り名称が変更になりましたのでお知らせ申し上げます。

なお、新法人は、法令に基づき、旧法人からの一切の権利義務を継承し、法人としては同一性をもって存続いたしますことを併せてお知らせ申し上げます。

今後も一般社団法人として板橋区の産業の発展に力を尽くしてゆく所存ですので、なお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

新法人名 一般社団法人板橋産業連合会

旧法人名 社団法人板橋産業連合会

変更日 平成25年4月1日

新規会員の紹介

平成24年度に下記の会社様が、新規に会員となりました
今後とも宜しくお願い致します。

大山分会	ブロード・ヴァルム (有)町田工務店	弥生町17-3 大山町46-1
坂下分会	(株)野地輸送	坂下2-32-7
清水・前野分会	(株)井澤	前野町4-61-10
志村分会	(株)ダブル 日本アメニティーサービス(株)	志村1-18-15 中野区本町6-16-11
徳丸・成増分会	(有)花代 (株)ユウガ総合メンテナンス (株)エヌ・シー・エル	西台3-16-7 徳丸5-5-5-301 徳丸7-24-8